



人権教育を通じて育てたい資質・能力（**知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面**）  
 基本的な人権知識を身に付ける。他者を尊重し、差別や偏見を排除する態度を養う。  
 対話や協力、問題解決能力などを育む。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

＜普遍的な視点からの取組＞  
 小学校学習指導要領に基づき、社会科の学習や道徳で、日本国憲法・自他の生命尊重・公德心・法や決まり・自他の権利・公正・公平・集団への参加や主体的に役割を果たすことについて指導を行う。また、特別活動の時間を通して、学級・学校における生活上の諸問題の解決、希望や目標をもって生きる態度の形成、望ましい人間関係を形成する。

＜個別的な視点からの取組＞  
 人権課題に関わる差別意識の解消を目指して指導する。意図的・計画的に偏見や差別と出合わせ、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育む必要性を児童に感じさせるようにする。

**学年・学級経営**

- ・教師と児童の信頼関係、児童相互の望ましい人間関係を育成する。
- ・児童一人一人のよさを認め、伸ばし高めていく。
- ・思いや考えを大切にすることで、自他を尊重し、認め合う態度を育てる。

**日常的な指導**

- ・学校・学級の目標づくりや、友達との交流、係・当番活動、人権にかかわる言語をはじめとした環境整備などを通して、規範意識の育成、豊かな人間関係づくり、自尊感情の形成などの人権感覚を育成する。

**教科等の指導**

- ・教科等の目標達成をめざし、児童の実態に即した教育実践を展開する。
- ・自他の思いや考えを大切にされた教育計画を推進する。
- ・多様な学習活動を取り入れ、計画的に実践する。

**人権教育の年間指導計画のための方針**

- ・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、その他全教育活動において、6年間を見通し、発達段階に即して学ぶことができるようにする。
- ・児童が一人一人のよさを認め、よりよい人間関係をつくるために、かかわり合い、学び合う学習活動を行う。
- ・児童の豊かな人間性をはぐくみ、生命尊重の心情や態度を育てるための指導を行う。
- ・体験的な活動を重視し、人権課題について学ぶことができるようにする。（個別的な視点、普遍的な視点を明確にして）

**教職員の研修**

- ・一人一人が人権尊重の理念を十分に理解し、児童の人権を尊重できるように、教育活動を常に検証する。
- ・年間研修計画を作成し、全教職員の共通理解を図り、実践する。

**校種間の連携**

- ・幼稚園や保育園に対して教育活動を公開し、人とのかかわりを大切にする子の育成について、連携を深めるようにする。
- ・中学校との情報交換を密にし、人権にかかわる学習が積み重ねられるようにする。

**家庭・地域との連携**

- ・教育活動の公開や便りなどを通して、家庭や地域に対して発信し、人権啓発活動を推進する。
- ・町探検や職業体験の学習などを通して、相互の信頼関係を深め、「えどがわ大好き」の心を育てる。
- ・見守り隊など、地域の方々の支援に対し、感謝の気持ちをもたせる。